

橋本市ネーミングライツパートナー募集要項

市では、市が保有する公共施設や市が実施する事業、イベント等（以下「市有施設等」という。）のネーミングライツパートナーを募集します。

なお、応募にあたっては、本募集要項のほか、橋本市有料広告事業実施要綱（平成 24 年告示第 87 号）（別紙資料 1）を併せてご確認ください。

1 目的

市が民間の法人又は団体等（以下「パートナー」という。）との契約により、市有施設等の名称等に、企業名、商品名等を冠した愛称を命名する権利（当該施設及び事業に企業名、商品名等を冠した広告物等を設置することを含む。以下「ネーミングライツ」という。）を付与し、当該パートナーからその対価を得て、市有施設等の運営維持及び利用者のサービス向上を図り、市有施設等の良好な運営に資することを目的とします。

2 募集概要

(1) 対象施設・事業及びネーミングライツ料希望金額等

施設名・事業名 [所在地・事業実施場所]	契約期間	ネーミングライツ料 希望金額	募集方法
① 橋本北消防署訓練塔 [橋本市小峰台 1 丁目 32-7]	3 年以上 5 年以下	年額 60 万円以上	通年募集
② 橋本市浄水場（管理棟・高区浄水池） [橋本市隅田町真土 100]	3 年以上 5 年以下	年額 100 万円以上	通年募集
③ 西部配水池 [橋本市さつき台二丁目 487-28]	3 年以上 5 年以下	年額 40 万円以上	通年募集
④ 西部低区配水池 [橋本市高野口町名倉 1142-12] 西部高区配水池 [橋本市高野口町名倉 1371-2] (高野口公園内)	3 年以上 5 年以下	年額 30 万円以上 (2 施設合わせての金額) 年額 20 万円以上 (1 施設のための金額)	通年募集
⑤ 細川中継ポンプ場 [橋本市城山台四丁目 2-2]	3 年以上 5 年以下	年額 40 万円以上	通年募集
⑥ 歩道橋 あやの台歩道橋（北側） [橋本市あやの台一丁目 4-6 番地先]	3 年以上 5 年以下	年額 30 万円以上	通年募集
⑦ いきいきルーム [橋本市保健福祉センター 1 階]	1 年以上 5 年以下	年額 60 万円以上	通年募集
⑧ 学校図書館 蔵書・新聞整備事業	3 年以上 5 年以下	年額 50 万円以上	通年募集

詳細は、別紙２「ネーミングライツ導入対象施設・事業一覧表」をご覧ください。

※ ネーミングライツ料のほか消費税及び地方消費税が別途必要です。

※ 希望金額を下回る場合も応募できますが、応募金額は審査項目であるため、評価の対象となります。また、ネーミングライツ導入施設・事業には最低金額を設けています。最低金額以上の金額で提案してください。

※ ネーミングライツを付与する期間（契約期間）は３年以上５年以内とし、パートナーと協議の上、その期間を決定します。ただし、施設・事業の個別の状況に応じ、別途期間の指定がある場合はその期間となります。

愛称の使用開始日は、契約開始日と同日とし、導入準備に要する期間などを踏まえてパートナーと協議の上、決定します。

(2) パートナーのメリット

ア 市は、パートナー及び愛称の決定について、プレスリリースするとともに、市広報及び公式ホームページで公表します。また、市広報、公式ホームページ等における施設・事業名称の記載は、原則として愛称を使用（愛称が定着するまでの一定期間（概ね１年間）、正式名称を併記する場合があります。）しますので、ネーミングに含まれる企業名・商品名等の市内外へのPR効果が期待できます。

イ パートナーは、施設や事業実施中に愛称看板等を標示することができます。また、自社のホームページ等にネーミングライツパートナーとして市民サービスの向上等に貢献していることをPRすることができるので、イメージアップにつながります。

(3) 募集方法の種類

ネーミングライツパートナーの募集方法は次の３種類があり、概要は次のとおりです。

募集方法	対象	概要
①市施設等公募 (12月頃～)	市が選定する新規施設・事業	市が対象施設・事業を選定し、公募期間（原則 30 日以上）を設けて募集します。応募期間中に申込みがあった場合は、審査のうえ優先候補者を選定します。
②通年募集	①の公募期間中に応募者がなかった施設・事業	市選定施設公募（①）において募集期間中に優先候補者の選定に至らなかった施設・事業を、随時受付の通年募集に切り替えて募集します。
③企業提案型 通年募集	市が保有する施設・事業	企業等が希望する施設・事業を市に対して提案する方法です。年間を通じて随時受け付けます。詳細は「（４）企業提案型通年募集について」をご参照ください。

(4) 企業提案型通年募集について

上記（１）の対象施設・事業一覧に掲載されていない施設・事業について、パートナーとなることを希望する法人又は団体等が、市に対して提案することができます。企業提案型通年募集は、年間を通じて随時受け付けます。

ア 市は、提案を受けた施設・事業について、条例等の制約、施設の利用状況及びネ

ーミングライツ導入の可否等を総合的に判断し、提案の受け付け可否を通知します。
なお、休業日を除いた市の事務日を基準として、おおむね2か月以内に知らせるものとします。

イ 企業提案型通年募集によるネーミングライツ料は、市が当該施設・事業の規模・状況等を踏まえた上で、提案企業と協議し、優先候補者選定審査会での審査を経て決定します。

ウ 審査基準及び選定手続きは、「7 優先候補者の選定」に定める基準に準じて実施します。

(5) ②通年募集の契約期間について

契約期間は、契約締結の日から募集要項に定める契約期間で事業者が提案する期間を経過する日の属する年度の前年度の末日（3月31日）までとする。

(6) ③企業提案型通年募集の契約期間について

契約期間は、契約締結の日から事業者が提案する期間を経過する日の属する年度の前年度の末日（3月31日）までとする。

3 愛称の条件等

ネーミングライツ事業による愛称は、市有施設等にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民及び利用者の理解が得られるものとし、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないもので、次に掲げる全ての要件を満たすものとしてください。

なお、市は、ネーミングライツ事業の契約期間中は、市有施設等の愛称を使用するものとします。ただし、条例等に規定されている当該市有施設等の名称（以下「正式名称」という。）については変更しないものとし、必要に応じて正式名称を併記することがあります。また、国等への報告書、申請書等の公文書につきましては、原則、正式名称を使用します。

※愛称が定着するまでの一定期間（概ね1年間）、正式名称を併記させていただくことがあります。

※一部の施設・事業については、施設・事業に付する愛称に別途条件があります。

(1) 日本語又は英語（アルファベット）により表記可能なこと。ただし、企業ロゴ、マーク等については、この限りでない。

(2) 第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害するおそれがないこと。（商標権等がある愛称を命名する場合は、権利者からも許諾が得られることを条件とします。）

(3) 市民及び利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更はできないものとします。ただし、ネーミングライツパートナーの社名変更など特段の事情がある場合は、協議のうえ、変更できるものとします。なお、変更できる回数は契約期間中に限り1回を上限とします。

(4) 公共施設・事業にふさわしい愛称とし、次に掲げるものは使用を認めないこととします。

ア 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

イ 社会的に不適切なもの

- ウ たばこにかかるもの
- エ 国内世論が大きく分かれているもの
- オ 政治的な宣伝、特定の主義主張に関するもの
- カ 個人、団体等の名誉や権利等を損なうおそれのあるもの
- キ 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）
- ク 射幸心を著しくあおる表現
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」
- ケ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- コ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- サ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- シ ギャンブル等を肯定するもの

(5) その他市有施設等の愛称として使用することが適当でないと認められる場合や交通の安全を考慮すると適当でないと認められる場合等、市が設置する優先候補者選定委員会の意見に従い、変更されることがあることを承諾するものとします。

4 費用負担

ネーミングライツ事業の導入に伴う市とパートナーの費用負担の区分は、下表のとおりとします。

費用負担の区分	市	パートナー
ネーミングライツ料の支払		○
敷地内外の表示の変更（施設看板、道路標識、電算システム等）事業・イベント名の表示の変更（看板等）（※1）		○
契約期間満了後（契約解除を含む。）の原状回復費用		○
契約締結後に作製するパンフレット、封筒等の市の印刷物や市ホームページの表示変更（※2）	○	
市の業務上やむを得ない事由が発生した場合や改修工事实施の際、表示看板等の一時撤去等	○	

（※1）敷地内外の愛称看板等の変更については、市や関係機関と協議の上、決定いたします。また、パートナーは、原則、敷地外の新規看板等の設置はできないものとします。敷地内の新規看板等の設置方法・意匠・構造等について、設置の可否も含め市や関係機関と協議の上、決定いたします。屋外への愛称看板設置等については、和歌山県屋外広告物条例（昭和59年和歌山県条例第10号）等の関係法令を遵守するものとします。

(※ 2) 残部数や切替え時期などを考慮し、協議の上、決定いたします。

5 応募資格（規制業種又は事業者等）

市のネーミングライツパートナーとして、ふさわしい資力及び信用を備え、次の各号に定める業種又は事業者等に該当しない法人又は団体等（個人事業主を含む。）が応募できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融・高利貸しに関する業種
- (4) ギャンブルに関する業種（当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）に規定する宝くじに係るものは除く。）
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (6) たばこに関する業種
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生の手続中の事業者（ただし、裁判所に更生計画又は再生計画が認可された場合を除く。）
- (8) 市税を滞納している事業者
- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）の規定による処分を受けている団体又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下にある者を含む団体等
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う事業者
- (11) 橋本市建設工事等契約に係る入札参加資格停止基準（平成 18 年橋本市告示第 271 号）に基づく指名停止を受けている事業者
- (12) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業
- (13) 興信所・探偵事務所等の業種
- (14) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年 6 月 4 日法律第 57 号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- (15) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (16) 占い、運勢判断に関するもの
- (17) 前各号に掲げるもののほか、社会問題を起こしている業種や事業者など、市長がネーミングライツ事業のパートナーとして適当でないと判断した業種又は事業者

※市は、前項の確認を行うため、応募者に対し必要な書類の提出を求めることができます。

6 応募方法

(1) 提出書類

- | | |
|--------------------|------|
| ①ネーミングライツ・パートナー提案書 | 様式 1 |
| ②誓約書 | 様式 2 |
| ③役員等名簿 | 様式 3 |

- ④委任状（代理人が応募する場合） 様式 4
- ⑤質問書 様式 5
- ⑥履歴事項全部証明書 ※法人の場合のみ
- ⑦直近 1 事業年度分の貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書の写し
- ⑧会社の概要に関する説明書（任意様式、既存の写しでも可）

(2) 募集期間

①市施設等公募の施設については令和 8 年 1 2 月頃から令和 9 年 1 月 2 9 日（金）まで受け付けます。②通年募集、③企業提案型通年募集については年間を通じて随時受け付けます。

(3) 提出先

〒648-8585 橋本市東家一丁目 1 番 1 号
橋本市役所 総務部財政課（2 階）

※ 直接持参する場合の書類の受付時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとなります（土曜日、日曜日、祝休日及び年末年始を除きます）。なお、令和 8 年 1 0 月 1 日以降は開庁時間短縮のため、受付時間は午前 9 時 0 0 分から午後 4 時 3 0 分までとなります。

※ 郵送の場合は、郵便書留など配達記録が残る方法によることとし、応募期間の最終日必着で郵送してください。

(4) 質問の受付

①受付期間

募集期間中、随時受付しております。

②受付方法

質問書（様式 5）に必要事項を記載のうえ、当該電子ファイルを添付した電子メールを③の送付先に送信してください。

③送付先

総務部 財政課

E-mail : zaisei@city.hashimoto.lg.jp

※電子メールの件名は、「ネーミングライツに関する質問」としてください。

④回答方法

受け付けた全ての質問は、質問者名を除いたうえで、随時市ホームページ内の「ネーミングライツ・パートナーを募集します」に掲載して回答します。

リンク先：市ホームページ＞「各課のご案内」＞「総務部」＞「財政課」＞「行政改革」

(5) 留意事項

ア 応募にあたっての費用については、応募者の負担となります。

イ 追加資料の提出をお願いする場合があります。

ウ 提出書類等は返却しません。

エ 提出書類等は関係機関への意見照会で使用することがあります。また、橋本市情報公開条例に基づき開示することがあります。

オ ①市施設等公募について、申込書提出後、市ホームページにおいて、申し込みがあった旨を募集期間中、掲示します（応募施設名を除く応募内容及び法人・団体情報は公表しません）。

カ ②通年募集、③企業提案型通年募集について、申込書提出後、市ホームページにおいて、申し込みがあった旨を周知するとともに（応募施設名を除く応募内容及び法人・団体情報は公表しません）、公平性確保の観点から、2週間程度他者からの申し込みを受け付ける期間を設けます。

7 優先候補者の選定

(1) 審査

本市が設置する優先候補者選定審査会において、6の(1)提出書類について、本市が設置する優先候補者選定審査会が総合的な評価を行い、優先候補者を選定します。また、応募者が1者のみの場合も、優先候補者選定審査会においてネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうかを審査します。

(2) 審査基準

区分	審査のポイント	配点
愛称案	市民にとって親しみやすいか、呼びやすいか、 名称が長くないか 施設・事業のイメージや設置目的、実施目的に ふさわしいか	20
ネーミングライツの実績	本市における過去5年以内のネーミングライツの実績	10
社会貢献等	橋本市内での実績（ボランティア、寄付、スポーツ大会・交通安全啓発等活動の内容及び件数等）、社会貢献に対する考え方（今後の計画を含む）	10
ネーミングライツ料	応募金額	40
提案期間	期間の長短（原則3年以上5年以内）	10
地域要件	市内に本社、支社又は営業所がある法人等か	10
合計	合計	100

※「ネーミングライツの実績」については、これまでの実績が0円の場合は、0点とする。

※ 同点の場合はネーミングライツ料の高い応募者を上位とする。

※ 「3 愛称の条件等」及び「5 応募資格」の要件を満たさない応募については、上

記選定基準による審査は行わず、失格とします。

※ 最高得点者を優先候補者として選定します。ただし、指定管理者による管理が行われている施設において、当該指定管理者が応募したときは、他の応募者に優先して当該指定管理者を優先候補者として選定することができるものとします。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査会での審査後 1 か月以内に、全ての応募者に「様式 6 橋本市ネーミングライツパートナー審査結果通知書」で通知します。

8 契約の締結

市は、優先候補者の決定後、当該優先候補者と契約に係る必要事項について協議を行い、合意が成立したときは、速やかに契約を締結するとともに、ネーミングライツを導入する施設・事業の名称、愛称、ネーミングライツ料等について、市ホームページ等で公表するとともにプレスリリースを行います。

なお、優先候補者との協議の結果、契約に至らなかった場合は、次点順位の応募者と契約締結に向けた協議を行うものとします。

9 ネーミングライツ料

原則、年額単位での設定とします。提案金額には、消費税及び地方消費税を含めないでください。提案金額に消費税及び地方消費税を加えた金額を契約金額とします。

また、ネーミングライツ導入施設・事業には最低金額を設けています。最低金額以上の金額で提案してください。施設・事業ごとの最低金額は別紙 2「ネーミングライツ導入対象施設・事業一覧表」をご覧ください。

ネーミングライツ料の納入は、市の発行する納入通知書により、年額一括で市が納入通知を行ってから 30 日以内に指定金融機関に納入することとします。

ネーミングライツ開始時期が年度途中からになる場合、初年度のネーミングライツ料は、月割りにより按分計算し、1000 円未満を切り捨てた金額となります。

10 屋外広告物における美観及び交通安全上の配慮について

屋外広告物の内容及びデザインについては、当該広告物を掲載する地域の特性に配慮するとともに、まちの美観風致を著しく阻害するものでなく、和歌山県屋外広告物条例（昭和 59 年和歌山県条例第 10 号）の許可基準に沿った大きさやデザインなどにする必要があります。

また、交通安全上に関する配慮として、信号機又は道路標識等に類似するもの、又はこれらの効用を妨げるものであってはならず、自動車等運転者の誤解を招くものや注意力を散漫にするおそれがあるものとしてはいけません。

なお、屋外広告物の設置については和歌山県屋外広告業の登録業者により行う必要があります。

11 リスクの分担

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツパートナーが

負うこととします。

1 2 契約の解除

選定された後、もしくは契約締結後、ネーミングライツパートナーが「5 応募資格要件」を欠くこととなったとき、または社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツパートナーとすることが適当でないと認められるときは、市は速やかに決定の取り消し及び当該契約を解除するものとし、この場合において、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担するとともに、市は、ネーミングライツパートナーに対し補償を行わないものとし、また、市が被った損害等についてはネーミングライツパートナーが負担するものとし、

なお、次の各号のいずれかに該当する場合も契約を解除することができます。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。
- (2) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又はこれらに類する状態に至ったとき。
- (3) 契約に定める義務に違反し、市が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず正しないとき。
- (4) 第5条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

1 3 契約期間の満了

市は契約期間の満了までに、ネーミングライツの継続実施を判断するものとし、継続実施となる場合は、契約期間の満了前に対象施設のパートナーを公募し、優先候補者を決定します。

(問い合わせ)

橋本市役所 総務部財政課

電話：0736-33-3722（直通）、ファクシミリ：0736-33-1665

メールアドレス：zaisei@city.hashimoto.lg.jp
